

TPP（環太平洋連携協定）交渉からの早期撤退を求める決議

- 1 日本が参加しているTPP（環太平洋連携協定）交渉がすすんでいる。
参加国のアメリカは本年夏に大統領予備選が控えており、その前にこのTPPの妥結を目指している。同国では議会が交渉権限を政府に一任するTPA法案が提出されており、本法案が成立すれば、交渉が一気に加速化するおそれがある。本年5月～6月頃での大筋合意の危険性が極めて高い。
自由法曹団は、TPPには国民の権利を侵害する危険な内容が多数盛り込まれていることから、日本政府に対して、TPP交渉からの早期撤退を強く求める。
- 2 重要5項目の関税水準維持について
TPPにより農産品目の関税撤廃がなされると、政府試算によっても、国内の農林水産物の生産高が低下し、肥料、農業、飼料等の関連産業分野でもGDP減少が懸念され、食料自給率の低下が懸念される。
ゆえに、農産品目の関税撤廃が与える影響は甚大であることから、少なくともいわゆる重要5項目についての関税引き下げは、断じて許されるべきではない。
ところがこの交渉過程では、豚肉の関税を現在の482円から50円に下げることや、牛肉の関税を38.5%から9%に引き下げること、米の輸入枠（特別無関税乃至低関税枠）を10万トン前後設けるなどの情報も出ている。
- 3 非関税障壁の問題について
また、TPPでは、非関税障壁についても完全撤廃が原則とされており、予め例外規定をもうけない限り自由化される方式が採用されている（ネガティブリスト方式）。
しかし非関税障壁は、多くの場合、国民の生命・健康・財産・環境等の保護を目的として設けられた法規制などであり、その全廃は、国民の重要な利益を侵害する。
例えば、日本での国民皆保険制度が弱体化されるおそれがあり、また、食の安全分野でも、日本における収穫後使用農薬（ポストハーベスト農薬）の使用や、遺伝子組み換え食品の表示にかかる規制が撤廃されるおそれがある。
- 4 ISDS条項について
TPPには、ISDS条項（投資家対国家紛争解決条項）を含むことが確認されている。ISDS条項とは、投資協定に関する、受け入れ国政府の措置によって損害を被った外国投資家に対して、受け入れ国を国際的な第三者機関（仲裁裁判所）に訴えることを可能にする条項である。我が国の法律、制度、慣行、事実行為、裁判所の判決などについて、他国投資家から訴えられ、その結果、内容が変更されるおそれがあり、国民主権原理に抵触する。
- 5 秘密保持契約の存在
政府は、TPP交渉参加に先立ち、秘密保持契約を締結したとして、交渉の実態を隠し、現在に至るまで、国会及び国民の間で議論する基礎となる確実性ある公の情報を、何も提供していない。これでは、妥結が終わるまでTPPの全容が見えないばかりか、見えたときには、拙速な国会審議で強行採決へ一気に踏み切られてしまう可能性が極めて高く、憲法が条約承認権を国会に与えた趣旨（73条但書）を没却するものである。また、国民の知る権利の観点からも問題である。
他方で、アメリカ通商代表部（USTR）は、TPPの交渉内容を自国の国会議員に全面開示している。相手国の議員が交渉内容を知りうる一方、我が国では交渉が一切秘密とされていることは極めて問題である。
- 6 結論
以上の理由から、自由法曹団は政府に対し、TPP交渉からの撤退を直ちに求める。

2015年5月18日

自由法曹団 2015年広島・安芸5月研究討論集会